

創業融資のご案内

～ 令和6年度補正予算成立に伴う融資制度の改正ガイド～

1. 新規開業資金の改正・拡充

- 令和6年度補正予算成立に伴い、新規開業資金は主に次のとおり改正・拡充されます。
 - ・ 融資制度の名称を「新規開業資金」→「新規開業・スタートアップ支援資金」に改称
 - ・ 地域おこし協力隊の任期2年目以降または活動終了後1年以内の方で、活動地域において新たに事業を始める方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方の貸付利率を特別利率A(基準利率-0.4%)→特別利率B(基準利率-0.65%)に引下げ

＜新規開業・スタートアップ支援資金（旧称：新規開業資金）の概要＞

ご利用いただける方	新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方		
融資限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	ご返済期間	設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内> 運転資金(原則) 10年以内 <うち据置期間5年以内>
利率(年)	[基準利率]ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。 なお、ご融資後に利益率や雇用に関する一定の目標を達成した場合に利率を0.2%引下げる「創業後目標達成型金利」もご利用いただけます。		
	1 女性の方、35歳未満または55歳以上の方 2 外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方 3 創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方 4 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方 5 地域おこし協力隊の任期2年目以降の方または活動終了後1年以内の方であって、同隊として活動した地域において新たに事業を始める方 6 Uターン等により地方で新たに事業を始める方	【特別利率A】 ただし、3に該当する方のうち、女性の方または35歳未満の方は【特別利率B】、 5または6に該当する方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方は【特別利率B】	
	7 新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧:地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。)を活用した起業支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方	【特別利率B】	
	8 新しい地方経済・生活環境創生交付金(旧:地方創生推進交付金及びデジタル田園都市国家構想交付金を含む。)を活用した起業支援金及び移住支援金の交付決定を受けて新たに事業を始める方	【特別利率C】	
	9 日本ベンチャーキャピタル協会の会員(賛助会員を除く。)等または中小企業基盤整備機構もしくは産業革新投資機構が出資する投資事業有限責任組合等から出資を受けている方(見込まれる方を含む。)	【特別利率B】	
	10 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方	【特別利率A・B・C】	

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当する必要があります。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

2. ソーシャルビジネス支援資金の拡充

■ 令和6年度補正予算成立に伴い、ソーシャルビジネス支援資金は次のとおり拡充されます。

・ 運転資金のご返済期間は7年以内→**10年以内**、据置期間は設備資金・運転資金ともに2年以内→**5年以内に拡充**

《 ソーシャルビジネス支援資金の概要 》

ご利用 いただける方	1 NPO法人 2 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方 3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方		
融資限度額	7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	ご返済期間	設備資金 20年以内 <うち据置期間5年以内> 運転資金 10年以内 <うち据置期間5年以内>
利率(年)	NPO法人	1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	[特別利率B]
		2 認定NPO法人(特例認定NPO法人を含みます。)	[特別利率A]
		3 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	[特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B] ・「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金 ・新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方
		4 上記1～3に該当しない方	[基準利率]
	NPO法人以外	1 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方	[特別利率B]
		2 社会的課題の解決を目的とする事業を営む方	[特別利率A]。ただし、次のいずれかに該当する場合は[特別利率B] ・「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域内で事業を行うために必要な資金 ・新規開業しようとする方または新規開業しておおむね7年以内の方

※各種融資制度とは別枠になります。

※融資制度のご利用にあたっては、一定の要件に該当することが必要です。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがございます。

お申込の際は、次表に掲げる書類の電子データ等をご提出いただきます。

個人営業の方	☐ 最近2期分の申告決算書
法人営業の方	☐ 最近2期分の確定申告書・決算書 (勘定科目明細書を含みます。) ☐ 最近の試算表 (決算後6ヵ月以上経過している場合または事業を始めたばかりで決算を終えていない方)
設備資金をお申込の方	☐ 見積書
電子契約サービスをご利用になる方	☐ 日本公庫電子契約サービス(国民生活事業)利用申込書 ☐ 送金先口座の預金通帳の写し(表紙、見開き1ページ目)
はじめてご利用になる方	☐ 創業計画書 (新たに事業を始める方または事業を開始して間もない方) ☐ 企業概要書 (創業計画書をご提出いただいた場合、企業概要書の提出は不要です。) ☐ 法人の履歴事項全部証明書または登記簿謄本 (法人営業の方) ☐ お客さま(法人の場合は代表者の方)の運転免許証(両面) またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ) ☐ 許認可証 (飲食店などの許可・届出等が必要な事業を営んでいる方)

※ インターネット申込は日本公庫ホームページからご利用いただけます。

※ 企業概要書、創業計画書などの各種書式は日本公庫ホームページからダウンロードできます。

インターネット
申込はこちら



各種書式の
ダウンロード
はこちら



日本政策金融公庫

中小企業事業

ご利用ガイド

To the
future



日本政策金融公庫
中小企業事業



中小企業の皆さまの成長発展を
応援します。

日本公庫 中小企業事業は 3つの業務により中小企業の皆さまの 資金調達をバックアップします。

3つの業務

1

資金と情報提供で 中小企業の皆さまをバックアップ

融資業務

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債（新株予約権付）の取得
- 中小企業投資育成株式会社に対する貸付

顧客支援サービス

長年培った経営ノウハウや、全国ネットの強みを活かした豊富な事例などの“生きた情報”をベースに、情報提供機能を発揮し、中小企業の皆さまを応援します。

2

証券化支援業務

- 民間金融機関などによる証券化手法を活用した取組みの支援
 - ◆ 民間金融機関などの貸付債権等を CDS 契約を活用し証券化する業務（買取型）
 - ◆ 民間金融機関などが自ら証券化する貸付債権等の部分保証、証券化商品の保証を行う業務（保証型）
- スタンドバイ・クレジットの発行
 - ◆ 日本公庫が提携する金融機関に対して信用状を発行することで、中小企業者の海外現地法人などの現地流通通貨建て資金調達を支援

3

信用保険業務

- 信用保証協会が行う中小企業者の借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務※

※機械類信用保険は、平成15年3月31日までに保険関係が成立していたものを除き、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納などの業務（機械保険経過業務）を行っています。

資金調達の 円滑化のために

幅広い業種の方にご利用いただけます。

対象業種	対象規模 ^(※)
^(注1) 製造業・建設業・運輸業など	資本金3億円以下 または 従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下 または 従業員100人以下
小売業・飲食店	資本金5千万円以下 または 従業員50人以下
^(注2) サービス業	資本金5千万円以下 または 従業員100人以下

(※) 一部の融資制度に限り、本対象規模要件を超える方に貸付けが可能です。

(注1) 製造業のうち、一部のゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下。

(注2) サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下。ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。

(注3) 貸付対象は、上記の業種および企業規模に該当する会社（監査法人、弁理士法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人および行政書士法人を含む。）および個人、ならびに中小企業等協同組合などとなります。

**次の業種の方は、
日本公庫 中小企業事業の融資などの対象になりません。**

※詳しくは、窓口でご確認ください

農業、林業、漁業、金融・保険業（一部を除く）、不動産業のうち住宅および住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なもの、独立行政法人福祉医療機構の貸付対象となるものなど。

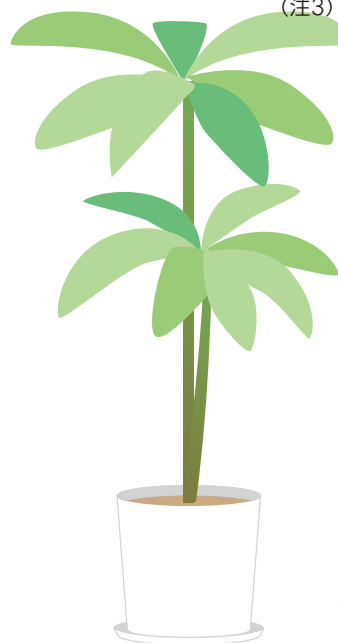
それでは、さらに詳しく

ご融資

と

顧客支援サービス

をご案内いたします。



融資の条件について

貸付条件	直接貸付	代理貸付 ^(注1)
資金使途	設備資金・長期運転資金	同左
融資限度額	各融資制度の限度内	同左
融資利率	融資制度ごとに借入期間などに応じて設定	同左
融資期間	融資制度ごとに設定 最長 設備20年、運転15年（事業再生・企業 再建支援資金で、一定の要件を満たす場合な どは20年）	融資制度ごとに設定 最長 設備20年、運転15年
ご返済方法	据置後、原則として元金均等割賦返済 ^(注2)	同左

(注1) 代理貸付については代理店の窓口（ほとんどの銀行、信用金庫、信用組が代理店です。）に直接ご相談ください。

(注2) ご返済方法は、この他にも元利均等払い方式による返済などもあります。詳しくは日本公庫 中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

その他

■担保設定の有無、担保の種類などについては、ご相談のうえ決めさせていただきます。

機械装置や商品在庫、知的財産権なども担保の対象になります。詳しくは日本公庫 中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

■保証人

直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
詳しくは、日本公庫 中小企業事業の窓口にお問い合わせください。

期限前弁済 手数料制度

期限前にお客さまの都合で借入金の全部または一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただきます。

※公庫の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の弁済はできません。



特別貸付制度

●新企業育成貸付

新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資金名	ご利用いただける方
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて概ね7年以内の方など
スタートアップ支援資金	日本の経済成長及び社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性、または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね7年以内の方
再挑戦支援資金	再チャレンジする起業家の方
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により経営力の強化を図る方など

●企業活力強化貸付

企業活力促進のために積極的な設備投資などを行う方へ

資金名	ご利用いただける方
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化や下請中小企業の振興を図る方など
IT活用促進資金	情報化投資を行う方
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方
事業承継・集約活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など
観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方
働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取り組む方など
SDGs推進資金	SDGsの推進に取り組む方
省力化支援資金	補助金等の交付決定を受けて省力化投資に取り組む方

●環境・エネルギー対策貸付

環境対策に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方、グリーントランスフォーメーションに取り組む方など
BCP資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方

●セーフティネット貸付

経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資金名	ご利用いただける方
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方

●企業再生貸付

事業再生に取り組む方へ

資金名	ご利用いただける方
事業再生・企業再建支援資金	〈アーリーOIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方 〈レイトーOIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方 〈企業再建〉 経営改善や経営再建などに取り組む方

●挑戦支援資本強化特別貸付

財務体質強化を図る方へ

資金名	ご利用いただける方
挑戦支援資本強化特別貸付	新規事業または企業再建などに取り組む方であって、一定の雇用効果が認められる事業や地域社会にとって不可欠な事業を営む方など

●シンジケートローン特別貸付

資金名	ご利用いただける方
シンジケートローン特別貸付	新規事業、環境対策、経営改善などに取り組む方であって、地域経済の維持・促進に資する事業に取り組む方

●危機対応後経営安定貸付

資金名	ご利用いただける方
危機対応後経営安定貸付	過去の大規模な災害、感染症等の影響を受けた方

●その他の貸付

資金名	ご利用いただける方
東日本大震災復興特別貸付	東日本大震災により被害を受けた方
令和2年7月豪雨特別貸付	令和2年7月豪雨により被害を受けた方
令和6年能登半島地震特別貸付	令和6年能登半島地震により被害を受けた方
災害復旧貸付	災害により被害を受けた方

ご相談からご融資までの流れ

1 ご相談

まずはお近くの 日本公庫 中小企業事業の窓口 でご相談ください

「会社案内」「決算書」「事業計画書」など、
お手持ちの資料をお持ちいただければ、
より具体的なお相談に対応できます。



1 ご相談

借入期間
は？

融資制度ごとに定められてい
ます。制度によっては、最長
20年の利用が可能です。



金利は？

借入期間などに応じて設定
* 固定金利なので、安心して
事業計画が立てられます。



保証人は？

直接貸付において一定の要件に該当す
る場合には、経営責任者の方の個人保
証が必要となります。
詳しくは、日本公庫 中小企業事業の
窓口にお問い合わせください。



借入限度
は？

各融資制度の限度内となりま
す。



担保は？

担保設定の有無、担保の種類などは、
ご相談のうえ決めさせていただきます。



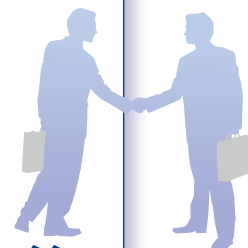
2 お申し込み

資料をお持ち ください

ご融資の検討に必要な資料をご提出いただきます。主な必要書類は次のとおりですが、必要に応じて補足資料をお願いします。

- 会社案内、製品カタログなどの参考資料
- 法人の登記事項証明書
- 最新 3 期分の決算書・税務申告書
- 納税証明書
- 最近の試算表（決算月から時間が経っている方）
- 設備投資を行うときは、概要のわかる資料（見積書など）
- 担保の内容がわかる資料（登記事項証明書など）
- 借入申込書

4 ご融資



ご契約手続き後、 ご送金します

ご融資が決まりますと、貸付契約の打ち合わせをいたします。貸付契約、抵当権設定などの手続きを終えたのち、お客さまにご送金します。

2 お申し込み

3 審査

4 ご融資

5 ご返済

3 審 査

お伺いします

事業や計画の内容の理解を深めるために、職員が本社や工場などにお伺いし、ご融資の検討をいたします。



5 ご返済

自動振替で ご返済

ご返済は、原則として元金均等割賦返済^(注)により、お客さまの取引金融機関の口座から自動振替をさせていただきます。設備資金をご利用の場合は、工事業者などへのお支払いを報告していただくとともに、必要に応じて現地確認などを行います。

(注) ご返済方法は、この他にも元利均等払い方式による返済などもあります。詳しくは、窓口にお問い合わせください。

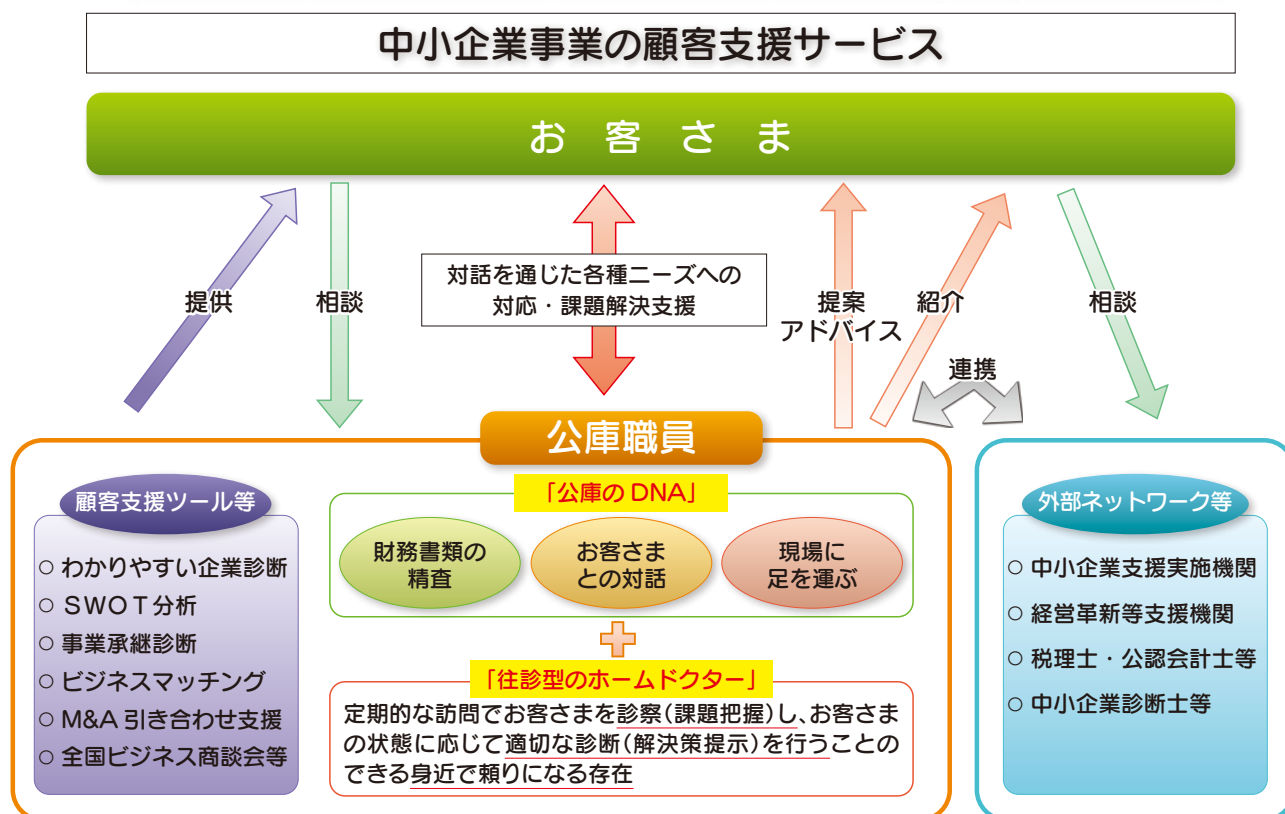
顧客支援サービスとは？

中小企業事業は、「公庫のDNA」（①財務書類の精査、②お客さまとの対話、③現場に足を運ぶこと）を発揮し、「往診型のホームドクター」として、対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お客さまが発展していくために必要な情報の提供や、経営に関するアドバイスを継続的に行っています。

当事業では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約6万先のお客さまの情報をデータベース化した独自のシステムを構築し、顧客支援サービスに活用しています。

当事業の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供と目利き能力を活かしたアドバイスにより、お客さまをバックアップしています。

また、ご相談内容に応じて、連携する外部専門家への橋渡しも実施しています。

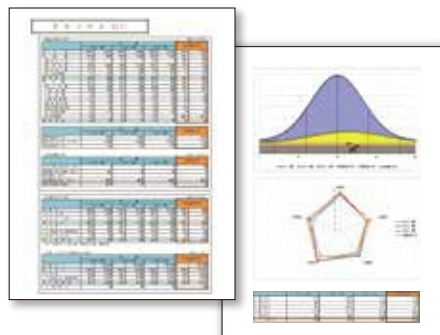


日本公庫 中小企業事業の顧客支援サービスの内容

多面的な経営分析をご希望の方に

財務診断サービス

長年培った財務分析ノウハウを活かした「わかりやすい企業診断」により、個々の企業の決算データと中小企業事業のお取引先約6万先のデータに基づく同業者比較や時系列分析等を行い、提供しています。



わかりやすい企業診断

SWOT 分析

今後の経営戦略立案に活かしていただくため、お客さまの置かれている状況（外部環境）とお客さまの持つ強み・弱み（内部環境）を整理・分析します。

SWOT 分析表

ビジネスパートナーをお探しの方に

マッチングサービス

全国に広がるお取引先と日本公庫 中小企業事業の店舗網を活かしたネットワークにより、販売先や仕入先、提携先などのビジネスパートナーをお探しの方をサポートしています。

また、当事業のお取引先同士だけではなく、国民生活事業や農林水産事業のお取引先とのマッチング、全国ビジネス商談会の開催およびインターネットマッチングサイトの運営（※）などにより、お客さまを積極的にサポートしています。

※「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」

<https://match.jfc.go.jp/>

海外展開をお考えの方に

海外情報サービス

お客さまの海外展開をサポートするため、海外情報の提供、進出企業間の交流支援などを行っています。またアセアン・中国等においては、バンコクおよび上海の駐在員事務所を拠点に、進出などをサポートしています。

例えば…

- 「アセアン・中国等で開催する取引先現地法人交流会を通じたネットワーク構築・課題解決の支援」
- 「タイ進出を検討する企業と現地法人経営者との面談、工場訪問のアレンジ」



全国に広がる 日本公庫 中小企業事業の ネットワーク

店舗名	所在地	電話番号	担当エリア
-----	-----	------	-------

北海道地区

札幌支店	〒060-0001 札幌市中央区北一条西 2-2-2 (北海道経済センタービル 5 階)	011 (281) 5221	北海道 (旭川・釧路・函館支店営業区域を除く)
旭川支店	〒070-0034 旭川市四条通 9-1704-12 (朝日生命旭川ビル 2 階)	0166 (24) 4161	
釧路支店	〒085-0847 釧路市大町 1-1-1 (道東経済センタービル 7 階)	0154 (43) 2541	上川・留萌・宗谷・網走地方、空知地方のうち深川市および雨竜郡 釧路・十勝・根室地方 渡島・檜山地方
函館支店	〒040-0065 函館市豊川町 20-9 (2 階)	0138 (23) 7175	

東北地区

青森支店	〒030-0861 青森市長島 1-5-1 (AQUA 青森長島ビル 2 階)	017 (734) 2511	青森県
盛岡支店	〒020-0024 盛岡市菜園 2-7-21 (5 階)	019 (623) 6125	岩手県
秋田支店	〒010-0001 秋田市中通 5-1-51 (北都ビルディング 5 階)	018 (832) 5511	秋田県
山形支店	〒990-0042 山形市七日町 3-1-9 (山形商工会議所会館 4 階)	023 (641) 7941	山形県
仙台支店	〒980-8453 仙台市青葉区中央 1-6-35 (東京建物仙台ビル 10 階)	022 (223) 8141	宮城県
福島支店	〒960-8031 福島市栄町 6-6 (福島セントランドビル 6 階)	024 (522) 9241	福島県

関東・甲信越地区

水戸支店	〒310-0021 水戸市南町 3-3-55 (4 階)	029 (231) 4246	茨城県 (千住支店営業区域を除く)
宇都宮支店	〒320-0813 宇都宮市二番町 1-31 (4 階)	028 (636) 7171	
前橋支店	〒371-0023 前橋市本町 1-6-19 (4 階)	027 (243) 0050	栃木県
さいたま支店	〒330-0802 さいたま市大宮区宮町 1-109-1 (大宮宮町ビル 8 階)	048 (643) 8320	群馬県
千葉支店	〒260-0028 千葉市中央区新町 1000 (センシティタワー 11 階)	043 (243) 7121	埼玉県
東京支店	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 (大手町フィナンシャルシティ・ノースタワー 3 階)	03 (3270) 1282	千葉県 (千住支店営業区域を除く)
営一事業		03 (3270) 7994	
営二事業		03 (3270) 6801	
営三事業	〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-9-4 (大手町フィナンシャルシティ・ノースタワー 3 階)	03 (3343) 1261	墨田区、江東区、江戸川区 新宿区、中野区、杉並区、文京区、目黒区、世田谷区、渋谷区、島嶼 荒川区、足立区、葛飾区 茨城県のうち龍ヶ崎市、常総市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、稲敷郡、北相馬郡 千葉県のうち松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、印西市 (旧印旛村を除く)、白井市、印旛郡のうち栄町
新宿支店		03 (3870) 2125	
千住支店	〒120-0036 東京都足立区千住仲町 41-1 (大樹生命北千住ビル 7 階)	03 (3870) 2125	品川区、大田区 豊島区、北区、板橋区、練馬区、西東京市、清瀬市、東久留米市 三多摩 (ただし、清瀬市、東久留米市および西東京市を除く) 神奈川県 (厚木支店営業区域を除く) 相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡 山梨県 新潟県 長野県
大森支店	〒143-0016 東京都大田区大森北 1-15-17 (4 階)	03 (5763) 3001	品川区、大田区 豊島区、北区、板橋区、練馬区、西東京市、清瀬市、東久留米市 三多摩 (ただし、清瀬市、東久留米市および西東京市を除く) 神奈川県 (厚木支店営業区域を除く) 相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡 山梨県 新潟県 長野県
池袋支店	〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-24-1 (ニッセイ池袋ビル 9 階)	03 (3986) 1261	
立川支店	〒190-8551 立川市曙町 2-8-3 (新鈴舎ビル 7 階)	042 (528) 1261	品川区、大田区 豊島区、北区、板橋区、練馬区、西東京市、清瀬市、東久留米市 三多摩 (ただし、清瀬市、東久留米市および西東京市を除く) 神奈川県 (厚木支店営業区域を除く) 相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡 山梨県 新潟県 長野県
横浜支店	〒231-8831 横浜市中区南仲通 2-21-2 (4 階)	045 (682) 1061	
厚木支店	〒243-8575 厚木市中町 3-11-21 (明治安田生命厚木ビル 4 階)	046 (297) 5071	品川区、大田区 豊島区、北区、板橋区、練馬区、西東京市、清瀬市、東久留米市 三多摩 (ただし、清瀬市、東久留米市および西東京市を除く) 神奈川県 (厚木支店営業区域を除く) 相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡 山梨県 新潟県 長野県
甲府支店	〒400-0031 甲府市丸の内 2-26-2 (3 階)	055 (228) 5790	
新潟支店	〒950-0088 新潟市中央区万代 4-4-27 (メットライフ新潟テレコムビル 8 階)	025 (244) 3122	品川区、大田区 豊島区、北区、板橋区、練馬区、西東京市、清瀬市、東久留米市 三多摩 (ただし、清瀬市、東久留米市および西東京市を除く) 神奈川県 (厚木支店営業区域を除く) 相模原市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、高座郡、中郡、足柄上郡、足柄下郡、愛甲郡 山梨県 新潟県 長野県
松本支店	〒390-0811 松本市中央 1-4-20 (日本生命松本駅前ビル 7 階)	0263 (33) 0300	

東海・北陸地区

富山支店	〒930-0004 富山市桜橋通り 2-25 (富山第一生命ビル 2 階)	076 (442) 2483	富山県
金沢支店	〒920-0919 金沢市南町 6-1 (朝日生命金沢ビル 6 階)	076 (231) 4275	石川県
福井支店	〒918-8004 福井市西木田 2-8-1 (福井商工会議所ビル 2 階)	0776 (33) 0030	福井県

店舗名		所在地	電話番号	担当エリア
静岡支店	〒420-0851	静岡市葵区黒金町 59-6 (大同生命静岡ビル 8 階)	054 (254) 3631	静岡県 (浜松支店営業区域を除く)
浜松支店	〒430-7723	浜松市中央区板屋町 111-2 (浜松アクトタワー 23 階)	053 (453) 1611	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、周智郡
名古屋支店	〒450-0002	名古屋市中村区名駅 3-25-9 (堀内ビル 8 階)	052 (551) 5181	愛知県 (熱田・岡崎支店営業区域を除く)
熱田支店	〒456-0025	名古屋市中村区玉の井町 7-30 (2 階)	052 (682) 7881	名古屋市のうち瑞穂区・熱田区・中川区・港区・南区・緑区・半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、知多郡
岡崎支店	〒444-0043	岡崎市唐沢町 1-4-2 (朝日生命岡崎ビル 3 階)	0564 (65) 3025	豊橋市、岡崎市、豊川市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、新城市、知立市、高浜市、田原市、みよし市、額田郡、北設楽郡
岐阜支店	〒500-8844	岐阜市吉野町 6-31 (岐阜スカイウイング 37 西棟 3 階)	058 (265) 3171	岐阜県
津支店	〒514-0021	津市万町津 133 (4 階)	059 (227) 0251	三重県

近畿地区

大津支店	〒520-0051	大津市梅林 1-3-10 (滋賀ビル 4 階)	077 (524) 3825	滋賀県
京都支店	〒600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101 (アーバンネット四条烏丸ビル 4 階)	075 (221) 7825	京都府
大阪支店 営一事業	〒530-0057	大阪市北区曽根崎 2-3-5 (梅新第一生命ビルディング 9 階)	06 (6314) 7615	大阪市のうち北区、福島区、此花区、西淀川区、淀川区および東淀川区、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、三島郡、豊能郡
営二事業	〒530-0057	大阪市北区曽根崎 2-3-5 (梅新第一生命ビルディング 9 階)	06 (6314) 7810	大阪市のうち都島区、中央区、東成区、旭区、城東区および鶴見区、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、四条畷市、交野市
阿倍野支店	〒545-0053	大阪市阿倍野区松崎町 3-15-12 (3 階)	06 (6623) 2160	大阪市のうち天王寺区・生野区・阿倍野区・住吉区・東住吉区・平野区
大阪西支店	〒550-0005	大阪市西区西本町 1-13-47 (新信濃橋ビル 3 階)	06 (4390) 0366	大阪市のうち西区・港区・大正区・浪速区・西成区・住之江区
東大阪支店	〒577-0054	東大阪市高井田元町 2-9-2 (3 階)	06 (6787) 2661	東大阪市、八尾市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市
堺支店	〒591-8025	堺市北区長曽根町 130-23 (堺商工会議所会館 4 階)	072 (255) 1261	堺市、富田林市、高石市、泉大津市、和泉市、河内長野市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、南河内郡、泉北郡、泉南郡
奈良支店	〒630-8115	奈良市大宮町 7-1-33 (奈良センタービルディング 5 階)	0742 (35) 9910	奈良県
和歌山支店	〒640-8158	和歌山市十二番丁 58 (3 階)	073 (431) 9301	和歌山県
神戸支店	〒650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-7-4 (ハーバーランドダイアニッセビル 13 階)	078 (362) 5961	兵庫県

中国地区

岡山支店	〒700-0904	岡山市北区柳町 1-1-27 (太陽生命岡山柳町ビル 8 階)	086 (222) 7666	岡山県
広島支店	〒730-0031	広島市中区紙屋町 1-2-22 (広島トランヴェールビルディング 6 階)	082 (247) 9151	広島県
鳥取支店	〒680-0833	鳥取市末広温泉町 723 (鳥取県 JA 会館 6 階)	0857 (23) 1641	鳥取県
松江支店	〒690-0887	松江市殿町 111 (松江センチュリービル 7 階)	0852 (21) 0110	島根県
下関支店	〒750-0016	下関市細江町 2-4-3 (2 階)	083 (223) 2251	山口県

四国地区

高松支店	〒760-0023	高松市寿町 2-2-7 (いちご高松ビル 3 階)	087 (851) 9141	香川県
徳島支店	〒770-0856	徳島市中洲町 1-58 (3 階)	088 (625) 7790	徳島県
松山支店	〒790-0003	松山市三番町 6-7-3 (4 階)	089 (943) 1231	愛媛県
高知支店	〒780-0834	高知市堺町 2-26 (高知中央ビジネススクエア 2 階)	088 (875) 0281	高知県

九州地区

福岡支店	〒812-0011	福岡市博多区博多駅前 3-21-12 (4～6 階)	092 (431) 5296	福岡県 (北九州支店営業区域を除く)
北九州支店	〒802-0004	北九州市小倉北区鍛冶町 1-10-10 (大同生命北九州ビル 4 階)	093 (531) 9191	北九州市、直方市、田川市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、田川郡、京都郡、築上郡、鞍手郡のうち鞍手町
佐賀支店	〒840-0816	佐賀市駅南本町 4-21 (4 階)	0952 (24) 7224	佐賀県
長崎支店	〒850-0057	長崎市大黒町 10-4 (3 階)	095 (823) 6191	長崎県
熊本支店	〒860-0801	熊本市中央区安政町 4-22 (6 階)	096 (352) 9155	熊本県
大分支店	〒870-0034	大分市都町 2-1-12 (4 階)	097 (532) 4106	大分県
宮崎支店	〒880-0805	宮崎市橘通東 3-6-30 (5 階)	0985 (24) 4214	宮崎県
鹿児島支店	〒892-0843	鹿児島市千日町 1-1 (センテラス天文館 5 階)	099 (223) 2221	鹿児島県

海外駐在員事務所

バンコク駐在員事務所	9th Floor, Park Ventures Ecoplex, 57 Wireless Road, Lumpini, Patumwan, Bangkok 10330, Thailand (国際ダイヤル) 66-2-252-5496
上海駐在員事務所	R.N. 1616, Shanghai International Trade Center, No. 2201 Yan An Xi Lu, Shanghai 200336 P.R.China (国際ダイヤル) 86-21-6275-8908 (中国上海市長寧区延安西路 2201 号上海国際貿易中心 1616 室 郵編: 200336)
ホーチミン駐在員事務所	Suite 1803-1805/ 18th Floor, Saigon Tower, 29 Le Duan Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

※上表は令和 6 年 4 月 1 日現在の状況であり、今後も店舗統合により変更される可能性があります。※上表は中小企業事業の専門職員が常駐する店舗一覧です。
→店舗の最新情報や日本公庫の他の事業については、[ホームページ \(https://www.jfc.go.jp/\)](https://www.jfc.go.jp/) をご覧ください。

日本公庫 ダイレクト

をご活用ください



「日本公庫ダイレクト」は、**お客さまと日本公庫をつなぐオンライン窓口**として、様々なサービスを提供している会員専用サイトです！



+ 情報提供サービス

どなたでもご利用いただけます



経営お役立ち情報

経営に役立つ各種情報や動画コンテンツを閲覧できます。



イベント・セミナー情報

セミナーの開催日程等を確認できます。一部はそのまま参加申し込みも可能です。

会員登録・ご利用はこちらから

https://direct.jfc.go.jp/w000_TopB

日本公庫ダイレクト

検索



+ お取引先さま専用サービス

ご利用には、会員登録の後に利用申請が必要です



資料のご提出
お受取



お取引
状況照会



残高
証明書の
発行



代表者や住所
など届出内容の
変更申請

電子契約のご案内

ご融資の契約にあたり、
電子契約をご利用いただけます！



電子契約の3つの特徴！

1

時間・場所の制約なし

時間・場所を問わず、ご都合の良いタイミングで遠隔地でも便利に契約手続きを行うことができます。

2

契約書類への押印が不要

紙の契約書類への署名・捺印に代わり、電子署名などを利用するため、ウェブで簡単に契約手続きができます。

3

管理の効率化

契約書類がクラウドに保存されるため、紙の保管スペースが必要なく、締結済みの契約書類をいつでもどこでも確認することができます。

お問い合わせはこちら



お電話で

事業資金相談ダイヤル

フリーダイヤル（行こうよ!公庫）



0120-154-505



パソコンで

<https://www.jfc.go.jp/>

インターネット上で、融資制度や顧客支援サービス、各種定例調査結果や調査レポート、公庫の概要、IR情報など日本政策金融公庫に関するさまざまな情報をご覧いただけます。

■お問い合わせ窓口